

11月12日～25日は 「女性に対する暴力をなくす運動」期間

DV(ドメスティック・バイオレンス)を知っていますか？

DVとは、配偶者や元配偶者、恋人など、親密な関係にある相手から振るわれる暴力のことです。家庭内のことでも暴行などに当たる行為が行われた場合、それは犯罪であり、重大な人権侵害です。

秘密厳守、無料で相談できる場所があります。一人で悩まず相談してください。緊急の場合は、迷わず警察に110番通報を！

デートDVを知っていますか？

デートDVとは、交際相手との間で起こる暴力のことで、力を使って相手を思い通りに支配することです。無視する、ばかにする、常に行動をチェックする、他の人と仲良くしていると責める、いつもおごらせる、LINEや通話履歴を見られる、メッセージの返事をすぐに返さないと怒るなどもデートDVのひとつです。一人で悩まず相談してください。また、友人や家族が悩んでいたなら、相談先があることを伝えてください。

暴力には5つの種類があります

身体的暴力	殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつける、突き飛ばす、刃物を振りかざす
精神的暴力	「誰のおかげで生活できているんだ」「役立たず」等の暴言、交友関係や毎日の行動を細かく監視する、無視する
経済的暴力	必要な生活費を渡さない
性的暴力	性行為の強要、避妊に協力しない
子どもを利用した暴力	子どもへの加害をほのめかす、子どもに被害者が悪いと思わせる

問い合わせ 総務課人権推進・市民活動担当



DV・デートDVに関する相談

DV相談+ (プラス) ☎0120-279-889

時間 電話相談：24時間

チャット相談：正午～午後10時

埼玉県女性・DVチャット相談「たまチャ」

日時 日・水・金曜日 午後3時～9時

※年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

埼玉県男女共同参画推進センター(With Youさいたま)

☎048-600-3700

日時

〇月～水曜日、金・土曜日 午前9時30分～午後8時30分

〇日曜日、祝・休日 午前9時30分～午後5時

※年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

DV相談ナビ

どこに相談すればよいか分からないという人のために、全国共通の電話番号(☎8008)から相談機関を案内するDV相談ナビサービスを実施しています。

西部福祉事務所(埼玉県福祉事務所) ☎049-283-6780

日時 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

AV出演被害を知っていますか？

AV出演被害防止・救済法により、AV出演契約を取り消したり、販売や配信を停止することができるようになっています。一人で悩まず、すぐにご相談ください。

AV出演被害に関する相談先

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター ☎8891

人権週間

人権啓発講演会 「虎に翼」から考える人権

市と所沢人権啓発活動地域ネットワーク協議会では、正しい人権感覚を身に付けるとともに、人権尊重意識の高揚を目的に人権週間(12月4日から10日まで)に合わせ、人権啓発講演会を開催します。

日時 12月7日(日)

午後1時開場、1時30分開演

場所 総合福祉センター「高麗の郷」

対象 どなたでも

人数・費用 200人(先着順)・無料

講師 萩原なつ子さん

申し込み 不要(直接会場へ)



【講師プロフィール】
お茶の水女子大学大学院修士課程修了。博士(学術)。(財)トヨタ財団アソシエイト・プログラムオフィサー、宮城県環境生活部次長、武蔵工業大学助教授、立教大学教授等を経て令和4(2022)年4月より独立行政法人国立女性教育会館理事長。

問い合わせ

総務課人権推進・市民活動担当



NHKの連続テレビ小説「虎に翼」の主人公・寅子は、女性の権利が法的に大きく制限されていた時代、その不平等に敢然と立ち向かいます。彼女の闘いは、女性としての、一人の人間としての尊厳を取り戻すためのものでした。やがて戦後、憲法によって男女平等への道は開かれましたが、私たちの社会には今なお、固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)といった「見えない壁」が存在します。

本講演では、「虎に翼」を道しるべに、人権概念の歴史をたどりながら、誰もが自分らしく生きられる社会の実現に必要なことは何かを、皆さんと共に考えていきたいと思います。

オレンジリボン虐待防止推進キャンペーン

11月は、オレンジリボン虐待防止推進キャンペーン 知らせよう あなたが あの子の声になる



オレンジリボンには、「子どもに対する虐待を防止する」というメッセージが込められており、子ども虐待防止オレンジリボン運動のシンボルマークとなっています。

体罰によらない子育てを広げよう！

体罰は法律で禁止されています。体罰は、子どもの心身の発達等に、悪影響を及ぼす可能性があります。一人一人の意識を変えていくとともに、子育て中の保護者への支援も含めて社会全体で取り組みましょう。

相談・通報のポイント

分からない内容があっても大丈夫です。

〇虐待またはその可能性のあった日時

〇子ども、保護者の情報(名前、年齢、性別、住所等)

〇虐待の恐れがあると思った状況(誰が、どこで、どのように)

児童虐待防止・オレンジリボン啓発活動

11月8日(土)・9日(日)の「日高市民まつり」でブースを出展し、オレンジリボンなどの啓発グッズを配布します。

虐待かなと思ったときの相談・通告

児童相談所全国共通3桁ダイヤル

☎189(24時間)

日高市家庭児童相談室(子育て応援課内)

☎042-985-8118(午前9時～午後5時)

所沢児童相談所

☎04-2992-4152(午前8時30分～午後6時15分)

※土・日曜日、祝日を除く

こども家庭センター(子育て応援課内・1階⑥番窓口)

問い合わせ こども家庭センター
(子育て応援課内・1階⑥番窓口)

児童虐待とは

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です。虐待を受けたと思われる子どもや子育てに悩む親を見かけたとき、自身が出産や子育てに悩んだときは、ご相談ください。しつけと誤っていても、子どもの体や心に苦痛を与えることは虐待です。

以下の4つに分類されています

身体的虐待	殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、縛る、やけどを負わせる、溺れさせる等
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする等
ネグレクト(養育放棄)	乳幼児を自宅に残したまま外出する、家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない等
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、面前DV等

※「面前DV」とは、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るったりすることです。直接的な暴力はなくても、日常的に暴力を目にしている子どもの心身に悪影響を及ぼします。

※相談者の秘密は守られます。

ケアラー月間

「誰かを支えるあなたも支える。」11月はケアラー月間です

ケアラーとは、家族などの身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上のお世話や援助をしている人です。

単身世帯の増加や核家族化の進行など、家族構成が大きく変わりとつあります。一方、社会においては「家族が介護するのは当たり前」といった考え方が根強く存在しています。そのため、ケアラーが孤立し、悩みを周囲に相談できない状況となっています。ケアラーが孤立することのないように、誰もがケアラー支援の必要性などを理解し、社会全体で見守り、支えていくことが必要です。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。

問い合わせ 県地域包括ケア課 ☎048-830-3266



ケアラーに関するパネル展

ケアラー・ヤングケアラーに関する体験談等のパネルを展示します。

期日 11月11日(火)～13日(木)

場所

総合福祉センター「高麗の郷」

問い合わせ 生活福祉課地域福祉担当(1階⑩番窓口)